

2025年度 開かれた法政21 学術・文化奨励金

募 集 要 項

1. 制度概要	学術・研究活動・ボランティア活動・芸術・芸能・スポーツ等の分野で学外のコンテスト等において秀でた業績をあげた個人又は団体を対象に募集を行います。応募者について審査の上、秀でた業績をあげたと認められた個人又は団体に対し奨励金を給付します。
2. 奨励金額	1名（1団体）につき30万円を限度に支給します。大学全体で原則、上限数20名（団体）以内。この奨励金は原則として返還義務のない給付金です。
3. 基本資格	(1)法政大学の学部生（大学院生・通信教育部生・科目等履修生は除く） (2)応募の対象となる業績は <u>2024年11月1日から2025年10月31日</u> の期間に成果（外部評価）を挙げたものです。 ただし、1年生は、2025年4月1日から2025年10月31日の期間に成果（外部評価）を挙げたものです。 (3)応募期間中に休学されている方は本奨励金に応募することはできません。
4. 応募条件	(1)学術・研究活動・ボランティア活動・芸術・芸能・スポーツ等の分野の活動において学外機関によるコンテスト・大会・懸賞論文等において特に秀でた成果をあげ、客観的な評価による受賞・表彰等を受けた実績がある個人又は団体（個人および関係者の主観による業績評価は不可）。 (2)学外の権威ある学術雑誌に論文が掲載された場合（共同執筆含む）には、上記に抛らず応募資格を認めます。但し、この場合は必ず、学内専任教員の推薦文を添付し、雑誌の評価および応募学部生の論文への貢献度を証明することが必要です。 (3)応募の資料として上記(1)(2)の事実を証明する書類を提出してください。
5. 注意事項	(1)資格試験の合格実績は「学術・文化奨励金」の募集対象外の分野につき応募できません。 スポーツ活動による業績は、スポーツ奨励金及び団体スポーツ奨励金の申請資格を有する者およびオリンピック競技大会の実施種目における業績を有する者は対象としません。※詳細は別紙参照 (2)「法政大学懸賞論文」などの学内コンテストにおいて採用、受賞した業績で、この制度に応募することはできません。ただし、当該活動が学外の機関・コンテスト等において賞を受けた場合には、その業績により応募することは可能です。 (3)法政大学生と学外者が共同で行った業績により賞を受けた場合は、「学術・文化奨励金」に応募することはできません。法政大学の在学生のみで行われた業績だけが募集の対象となります。ただし、活動過程で学内教職員からの指導・援助を受けることについては支障ありません。 (4)個人または構成員が同じ団体が、ある特定の分野で複数件の申請をしてきた場合それぞれ一件ずつ評価をせずに、全件まとめて評価する場合があります（たくさん提出すれば良いとは限りません）。
6. 他薦について	学内の専任教職員からの推薦がある場合に限り、その推薦状を添付書類とすることができます。ただし、その場合にも、応募手続は学生本人の意思により行わなければなりません。
7. 募集期間	2025年11月1日（土）～2025年11月18日（火）
8. 応募方法	各キャンパス学生生活課窓口で「学術・文化奨励金出願書」を受け取るか、またホームページ上からダウンロードし、所定欄を記入して、上記期間内に各キャンパス学生生活課窓口へ直接提出してください。
9. 審査方法	提出された出願書に基づき当該選考委員会が書類選考を行い、選考結果等を出願者へ通知します。
10. 出願書類	次頁の「出願書類について」を参照ください。
11. 備考	(1)自分の実績がどの奨励金への応募資格となるのか判断に迷うときは、事前に余裕をもって、学生センター、保健体育センターに相談してください。 (2)SA等大学のカリキュラムの都合で上記期間に直接提出できない場合は、募集期間前に必ず学生生活課窓口にて相談してください。 (3)奨励金額および給付件数は、上記の選考委員会が決定します。

出願書類について

□①学術・文化奨励金出願書 【必須書類】

申請は、必ず例示した書式で申請してください（エンピツ書きは不可）。パソコンで作成する場合は、ホームページよりダウンロードするか、この出願書と同一の枠組みを自分で作成し、所定欄を記入してください。

□②学術・文化奨励金業績申告書（基礎データ） 【必須書類】

- (1) 申請は、必ず例示した書式で申請してください（エンピツ書きは不可）。パソコンで作成する場合は、ホームページよりダウンロードするか、この申告書と同一の枠組みを自分で作成し、所定欄に記入してください。
- (2) 書き方は「記入例」を参照してください。

□③学術・文化奨励金業績申告書（詳細） 【必須書類】

- (1) 申請は、必ず例示した書式で申請してください（エンピツ書きは不可）。パソコンで作成する場合は、ホームページよりダウンロードするか、この申告書と同一の枠組みを自分で作成し、所定欄に記入してください。
- (2) 受賞までの経緯、主に応募・提出から受賞・採択までの経緯を具体的に記載してください。記載内容は、上記「学術・文化奨励金業績申告書（基礎データ）」と重複しても構いません。必ず、2ページ以内にまとめてください。
- (3) 論文掲載の場合は論文要旨を簡潔にまとめてください。

□④「学外機関から受賞・表彰された秀でた業績」該当を証明する資料

【応募条件4.(1)該当応募者の必須書類】

- (1) 受賞・表彰した機関・団体からの受賞通知・表彰状（写し）
- (2) 上記機関・団体の概要および主催するコンテスト等の概要を説明する資料（写し）

□⑤「学外の権威ある学術雑誌に論文掲載の業績」該当を証明する資料

【応募条件4.(2)該当応募者の必須書類】

- (1) 学内専任教員の推薦状（別紙、書式例を参照）
- (2) 当該論文（掲載雑誌の写し）
- (3) 雑誌表紙および目次のコピー（論文掲載の雑誌タイトル、巻号等を判別できるもの）

□⑥推薦書（任意）

「学外機関から受賞・表彰された秀でた業績」の出願者で、法政大学の専任教職員の推薦のある場合だけに添付資料として提出できます。任意の参考書類の扱いになります（別紙、書式例を参照）。

□⑦その他の添付資料（任意）

- (1) 記事（コピーも可）
当該業績が新聞、雑誌、会報等に記事として掲載された場合、その記事の部分（写しも可）を資料として提出して下さい。その際、雑誌名、発行者、発行日を明記して下さい。
- (2) 写真（コピーも可）
主に学外機関からの受賞・表彰の場合、授賞式の場面など、事実を証明する写真がある場合は提出して下さい（最大4枚）。

以 上

法政大学「開かれた法政21」奨学・奨励金

②学術・文化奨励金 業績申告書（基礎データ）

氏名		受賞年月日	受賞場所
ふりがな	ほうせい たろう		
法政 太郎		2025 年 8 月 30 日	●●市市民会館 大ホール
■受賞名			
全国●●選手権 ユース大会 関東地区予選大会			
順位または賞名		優勝（関東地区ブロック）	
主催団体		財団法人 日本●●普及協会	
共催・後援・協賛・協力など		●●市（共催） 株式会社●●●コミュニケーションズ ●●産業株式会社（協力）	
大会規模		◆規模について	
		世界・アジア（国名）	
		全国・地区（地区名 関東）	
		大学間（参加大学名：）	
		その他（）	
		◆参加部門について	
		一般公募（年齢制限なし）・年齢制限あり（21歳以下・以上）	
		年齢制限あり（歳以下・以上）	
		大学生のみ・その他（当競技歴が5年以上で、普及協会の会員であること）	
		◆申請数	
150 名		150 名	10 名
追記：		地区予選150名→関東ブロック大会10名選出 関東ブロック大会10名（うち1名辞退）→優勝	
メディア紹介など		朝読新聞 2024年9月1日 20面（社会面）掲載【別紙コピー添付】 東京テレビ「ワールドニュース」 2024年9月15日放映 学生生活社発行 雑誌「学生生活」10月号 掲載【別紙コピー添付】	
その他：追記事項		関東地区予選に優勝したため、2025年1月15日に日本武道館にて 全国大会が行われる予定である。 全国大会HP http://zenkokutaiikai.co.jp なお、全国大会で優勝すると、国際大会（2024年はパリ）の出場権が与えられる。	
推薦状 有無		有 ・ 無	【推薦者名】
		→有(あり)の場合、推薦者名をご記入ください。	

推 薦 状 書 式 例

2025年〇〇月〇〇日

開かれた法政21奨学生選考委員会 殿

推 薦 者
「所属」「氏 名」(印)

学術・文化奨励金 推薦状

推薦該当者

〇〇〇〇学部〇〇〇〇〇〇〇学科〇年
氏 名 〇〇〇〇 〇〇〇〇

学生証番号〇〇〇〇〇〇〇〇

上記の学生につき、下記のとおり学術・文化奨励金給付候補者として推薦いたします。

記

<この頁も含め概ね3枚以内で推薦理由等を記入>

以上

スポーツ奨励金受給資格者

原則として体育会に所属し、当該年度に次の実績を残した者とする。ただし、競技日程により当該年度中の手続きが完了しない３年生以下の者に限り、次年度の受給資格者とすることができる。

- (1) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、アジア競技大会、ワールドユニバーシティゲームズ及び各競技の世界選手権大会のいずれかに日本代表として選出された者。
- (2) 全日本選手権大会又は全日本学生（大学）選手権大会で優勝した者。
- (3) 年齢別世界選手権大会に日本代表として選出され試合に出場した者。
- (4) 体育会に所属していない者で、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会にて実施される競技種目において、(1) (2) (3) のいずれかに該当する者。（申し出による）
- (5) その他、(1) (2) に準ずるものとして、保健体育センターが推薦した者。

団体スポーツ奨励金受給資格者

・団体競技の場合

全日本学生（大学）選手権レベル以上の大会で優勝、準優勝又はベスト４入りしたチーム。

なお、団体競技には、アメリカンフットボール、サッカー、アイスホッケー、ハンドボール、野球、準硬式野球、バレーボール、陸上ホッケー、バスケットボール、ラグビー、ラクロスで別表に示す対象大会が該当する。

・個人競技における団体戦及び団体戦で種目別の場合

全日本学生（大学）選手権レベル以上の大会で優勝したチーム。

別表による体育会の対象大会が該当する。